

## 「リスクアセスメント対象物健康診断ガイドライン説明会」を開催します

「リスクアセスメント対象物健康診断ガイドライン説明会」を島根労働基準協会と島根産業保健総合支援センターとの共催で以下のとおり開催します。（参加費無料）

令和4年度から始まった自律的な化学物質管理の一環として、労働安全衛生規則（第577条の2第3項等）の改正により、令和6年4月1日から、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場はリスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認めるときは、医師等による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならないこととされ、その実施のためのガイドラインが厚生労働省より示されました。（令和5年10月）

リスクアセスメント対象物を取扱う事業場の衛生管理者、安全衛生推進者、化学物質管理者等の方はガイドラインの内容を理解し、必要に応じて健康診断の実施及びその結果に基づく措置を実施する必要があります。

	開催日時	会場
松江会場	令和7年3月18日（火）14時より2時間	くにびきメッセ501会議室 （松江市学園南1-2-1）
浜田会場	令和7年3月11日（火）14時より2時間	島根県トラック協会西部研修会館 （浜田市下府町 327-114）

講師は島根労働局担当官、島根産業保健総合支援センター相談員（産業医）です。

いずれの会場も島根産業保健総合支援センターHPの「衛生管理者等研修会（産業保健関係者対象）」からお申込みください。

（研修番号は、[浜田会場 43]・[松江会場 45]です。） 申込は[コチラ](#)

（事前申込みが必要です。定員に達した場合は参加できません。なお、産業医を対象とした産業医学研修と兼ねて行います。）